

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例（平成七年宮城県条例第十号。以下「条例」をいう。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第二条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第二条第一項第五号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

3 条例第二条第一項第六号の自動車の種類は、普通自動車、小型乗用車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第二条第一項第六号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第二条第一項第六号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第二条第一項第六号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第三条 条例第二条第一項の資産等報告書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号によるものとする。

（所得等報告書）

第四条 条例第三条第一号口の規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第五条 条例第三条の所得等報告書は、様式第三号によるものとする。

2 条例第三条の所得等報告書の作成は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

（関連会社等報告書）

第六条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第七条 条例第四条の関連会社等報告書は、様式第四号によるものとする。

（期限の特例）

第八条 条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が、宮城県の休日をも定める条例

（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもって期限とみなす。

（報告書の訂正）

第九条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、訂正届（様式第五号）を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第十条 条例第五条第二項の県民とは、県の区域内に住所を有する者をいう。

2 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

3 条例第五条第二項の規定により報告書の閲覧をしようとする者は、閲覧請求簿（様式第六号）に必要な事項を記載しなければならない。

4 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧は、知事が指定する場所で、午前九時から午後五時までの間にしなければならない。

5 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

6 報告書は、丁重に取り扱い、破損し、汚損し又は加筆等の行為をしてはならない。

7 第三項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を注意させ、又は閲覧を禁止することができる。

8 前各号に定めるもののほか、条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年四月三十日から施行する。ただし、第四条から第七条までの規定及び第八条から第十条までの規定(所得等報告書及び関連会社等報告書に係る部分に限る。)は、同年五月一日から施行する。

(準用)

2 条例附則第二項の規定により作成する資産等報告書については、第二条、第三条第一項、第九条及び第十条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、証券取引法の一部を改正する法律（平成十八年六月十四日法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、様式第一号4及び様式第二号4の改正規定については、郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）の施行の日から施行する。

資 産 等 報 告 書

印

1 土地

| 所 在 | 面 積 | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|-----|----------------|-------------|-----|
| | m ² | 円 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

| 権利の目的となっている土地の所在 | 面積 | 摘要 |
|------------------|----------------|----|
| | m ² | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

| 所 在 | 床 面 積 | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|-----|-------|-------------|-----|
| | ㎡ | 円 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

| | |
|-------|---|
| 預金の総額 | 円 |
|-------|---|

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

| | |
|-------|---|
| 貯金の総額 | 円 |
|-------|---|

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 |
|-----|---------------|
| | 円 |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、国債証券，地方債証券，社債券，金銭信託及びその他の別を記入し，その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については，元本の総額）を記入する。

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 |
|--------|-----|-----|
| 株 券 | | 株 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 （取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

| | |
|--------|---|
| 貸付金の総額 | 円 |
|--------|---|

9 借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

| | |
|--------|---|
| 借入金の総額 | 円 |
|--------|---|

資 産 等 補 充 報 告 書

印

1 土地

| 所 在 | 面 積 | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|-----|----------------|-------------|-----|
| | m ² | 円 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

| 権利の目的となっている土地の所在 | 面 積 | 摘 要 |
|------------------|----------------|-----|
| | m ² | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

| 所 在 | 床 面 積 | 固定資産税の課税標準額 | 摘 要 |
|-----|-------|-------------|-----|
| | ㎡ | 円 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 1 共有の場合は，摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は，摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

| | |
|-------|---|
| 預金の総額 | 円 |
|-------|---|

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

| | |
|-------|---|
| 貯金の総額 | 円 |
|-------|---|

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 |
|-----|---------------|
| | 円 |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、国債証券，地方債証券，社債券，金銭信託及びその他の別を記入し，その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については，元本の総額）を記入する。

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 |
|----------------|-----|-----|
| 株 券 | | 株 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 （取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

| 種 類 | 数 量 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

| | |
|--------|---|
| 貸付金の総額 | 円 |
|--------|---|

9 借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

| | |
|--------|---|
| 借入金の総額 | 円 |
|--------|---|

所得等報告書

印

| | | 所得金額 | 基因となった事実 |
|------|---------------|------|----------|
| 総合課税 | 事業所得 | 円 | |
| | 不動産所得 | | |
| | 利子所得 | | |
| | 配当所得 | | |
| | 給与所得 | | |
| | 雑所得 | | |
| | 譲渡所得 | | |
| 分離課税 | 一時所得 | | |
| | 土地等の事業・雑所得 | | |
| | 短期譲渡所得 | | |
| | 長期譲渡所得 | | |
| | 株式等の事業・譲渡・雑所得 | | |
| | 先物取引の事業・雑所得 | | |
| 山林所得 | | | |

| | |
|-----------|---|
| 受贈財産の課税価格 | 円 |
|-----------|---|

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

関 連 会 社 等 報 告 書

印

| 会社その他の法人の名称 | 住 所 | 役員,顧問その他の職名 |
|-------------|-----|-------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。
2 会社その他の法人には,法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある者を含む。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

訂 正 届

印

| 訂 正 する 報 告 書 | 訂 正 箇 所 |
|--------------|---------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

